#### 業務委託契約書

INTLOOP株式会社(以下「用」という。)と 畠山 尚嘉(以下「乙」という。)とは、田の乙に対するコンサルテ ィング業務の委託について、以下の通り契約を締結する。

マ・・・・ (APV) 甲は乙に対し、別表 1 に記載した業務(以下「本業務」という。)を委託し、乙は受託する。 第 2 条 (期間)

本契約の契約期間は、別表1に記載した期間とする。

#### 第3条(報酬)

- 1. 報酬額、謝酬の支払方法、その他報酬に関する条件等については、別表1の記載によるものとする。 2. 本業務の内容の変更または経済情勢その他の諸条件の著しい変動により、本業務の処理範囲に変更がある場合 には、甲乙協議の上、報酬額を改定するものとする。

#### 第4条 (業務の履行)

- 1. 乙は、本業務の目的および趣旨に従い善良なる管理者の注意をもって自己の責任において本業務を誠実に履行 しなければならない。
- 2. 乙は、本業務の履行にあたり関係諸法令を遵守するとともに、事業主として、財務上、法律上のすべての責任
- 3. 乙は、甲の要求がある場合、本業務の作業計画書を作成し、甲の承諾を得なければならない。
- 4. 甲は、何時でも乙に進捗状況の報告を求め、または乙の作業場所に甲の指定する者を派遣して進捗状況の確認 を行うことができるものとし、乙は、その都度本業務の進捗状況を甲の指定する様式にて報告するものとす
- 5. 甲は、乙の選任する作業者が本業務に適任かどうかを事前事後に係わらず評価・検討することができるものと し、本業務に不適当と判断するときは、選任の前後に係わらず、当該作業者の交代を乙に求めることができ、 乙は、これに従わなければならない。

# 第5条(業務履行場所)

本業務の履行場所は、別表1に記載した場所とする。

### 第6条(実施責任者)

- 1. 乙は、甲の要求がある場合、本業務を実施する責任者(以下「実施責任者」という。)を定め、直ちに甲に通 知するものとする。
- 2. 実施責任者は、以下の事項を行いその責任を負うものとする。

  - (1)乙の従業員等への指示管理 (2)本業務に関する甲への報告および通知

  - (3)秘密情報の管理 (4)その他本業務に関連する事項
- 3. 乙は、実施責任者を変更しようとする場合、事前に甲に通知するものとする。

#### 第7条(監督員)

- 甲は、監督員を定めた場合、乙に通知するものとする。
- 2. 監督員は、以下の事項を行うものとする。
- (1)本業務に関する乙への指示 (2)本業務に関する乙の報告確認および乙への通知
- (3)その他本業務に関連する事項 甲は、監督員を変更した場合、乙に通知するものとする。

#### 第8条(資料等)

- 1. 乙は、本業務に使用する機材等については自己の費用と責任で調達するものとする。但し、甲の定める条件性
- 総等を満たすものでなければならない。 2. 乙が本業務履行にあたり資料、機器、ソフトウェア等(以下「資料等」という。)の提供を甲に要請した場合、甲は乙に貸与することができる。ただし、機器については、原則として有償とし、甲乙協議のうえ定める ものとする。
- スは、資料等を受領後速やかに検査し、不正確あるいは不備な部分を発見した場合または疑義を生じた場合は、直ちに甲に連絡し、甲と協議するものとする。
- 4. 乙は、資料等を需良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、資料等を本業務履行以外の目的に使用しまたは第三者に貸与・閲覧等をさせてはならない。
- 5 乙は、本件業務を完了」た場合、本契約が終了した場合または田からの要求があった場合、資料等(その複写 物および複製物を含む。)を直ちに甲に返還しなければならない。

#### 第9条(緊急措置)

- 1. 乙は、甲の指図に疑義を生じた場合、または、本業務の実施に伴い緊急に甲からの指示を受けるべき事態が発
- 生した場合は、直ちに甲に連絡しその指示を受けるものとする。 前項の指示を受けることができず適宜の応急措置をとった場合、乙は、直ちに甲に報告するものとする。

### 第10条 (ドキュメント)

- 1. 乙は、甲から本業務の履行に際しドキュメント(ドキュメンテーション、コンピュータ・プログラム、コンピュータ・システム、データを含むがこれらに限定されない。以下、単に「ドキュメント」という)の提出を求められた場合、別途甲が指示する納期までに、甲にドキュメントを提出するものとする。
- この責に帰すべからざる事由により乙が納期までにドキュメントを提出できない場合、乙は甲に対して遅滞なくその事由を説明する書面をもって納期の延期を求めることができる。
- 3. 乙の責に帰すべき事由により乙が納期までにドキュメントを提出できない場合、乙は直ちにその事由および提出予定日等を甲に通知するものとする。かかる乙の不履行または当該納期の変更により甲に損害が生じたとき は、乙は甲に対し甲の被った一切の損害(弁護士費用等の費用を含む。)を賠償しなければならない。
- 4. 甲は、乙のドキュメント提出後、ドキュメントの内容を確認するものとする。
- 5. 前項の確認の結果ドキュメントに契約不適合 (パグ、プログラムミス、文書の不具合、設計上の欠陥、パフォーマンス・性能・機能の不足、データの不整合等を含むがこれらに限られない。) があると甲が判断する場合、乙は甲の指示する納期までにドキュメントを再提出しなければならない。当該契約不適合により(当該契約不適合による本業務の処理の遅延を含む)甲に損害が生じたときは、乙は甲に対し甲の被った一切の損害(弁 護士費用等の費用を含む。)を賠償しなければならない。
- 6. ドキュメントの契約不適合が重大だと甲が判断する場合には、甲は本契約の全部または一部を解除することが できる。この場合、乙は甲に対し甲の被った一切の損害(弁護士費用等の費用を含む。)を賠償しなければな
- 7 ドキュメントの契約不適合が軽微であると田が判断する場合。田は当該誤りの程度に昭らして合理的な範囲内 で甲が相当と判断する金額を報酬から減額することができる。
- 8. 乙は、本条の確認時に甲が発見できなかったドキュメントの契約不適合についても、本条4項に基づく甲の確認後1年間は、再提出義務を負うものとする。当該契約不適合により甲に損害が生じたときは、乙は甲に対し 甲の被った一切の損害(弁護士費用等の費用を含む。)を賠償しなければならない。

### 第11条 (所有権の帰属)

■ 1.3 (1)17(19/20/2008)
本契約に基づき乙が甲に納入したドキュメントの所有権は、甲の確認が完了したときまたは第26条5項に定める 引渡が完了したときに、乙から甲へ移転するものとする。

### 第12条(余除备扣)

- 甲の確認完了前にドキュメントに滅失・毀損が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失・毀 損は乙の負担とする。
- 2.甲の確認完了後にドキュメントに滅失・毀損が生じた場合には、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失・毀 損は甲の負担とする。

### 第13条(業務完了)

- 1. 乙は、別途甲が指示する納期までに本業務を完了しなければならない。
- 2. 乙の責に帰すべからざる事由により乙が納期までに本業務を完了できない場合、乙は甲に対して遅滞なくその 事由を説明する書面をもって業務の変更または納期の延期を求めることができる。
- この責に帰すべき事由により乙が納期までに本業務を完了できない場合、乙は直ちにその事由および実施完了 予定日等を書面をもって甲に申し出るものとする。かかる乙の不履行または当該納期の変更により甲に損害が 発生した場合、乙は甲の被る一切の損害(弁護士費用等の費用を含む。)を賠償するものとする。
- 4. 甲は、乙の本業務完了後、当該業務の内容を確認するものとする。
- ・ 前項の確認の結果、業務内容に契約不適合があると甲が判断する場合、乙は当該契約不適合がある部分につき、甲の指示する納期までに本業務を追完するものとする。当該契約不適合により(当該契約不適合から生じ た本業務の処理の遅延を含む。)甲に損害が生じたときは、乙は甲に対してその損害(弁護士費用等の費用を 含む。)を賠償するものとする。
- 6. 業務内容の契約不適合が重大であると甲が判断する場合、甲は本契約の全部または一部を解除することができる。この場合、乙は甲に対してその損害(弁護士費用等の費用を含む。)を賠償するものとする。
- 7. 業務内容の契約不適合が軽微であると甲が判断する場合、甲は当該誤りの程度に照らして合理的な範囲内で甲 が相当と判断する金額を減額することができる。
- 8. 乙は、本条の確認時に甲が発見できなかった契約不適合についても、本条 4 項に基づく甲の確認後 1 年間は、 追完義務を負うものとする。

第 14 条 (知的財産権) 1. 本業務に基づいて乙が発明し、考案し、創作し、開発しまたは作成した発明、考案、著作物、ノウハウ、営業 秘密、ドキュメントその他知的財産およびこれらに関する権利(以下「知的財産権」という)は、著作権法第27条および第28条に定める権利を含め、作成された時点で甲に移転するものとする。

- 2. 知的財産権が、法令、就業規則、契約等の定めにより原始的に乙の従業員または乙の委託先に帰属するとされ る場合は、乙は、従業員または委託先から権利(特許および登録を受ける権利を含む。)の譲渡を受け、無償 で、権利を甲に移転させるものとする。
- 3. 乙は、乙が本業務と何らの関連無く既に保有しまたは許諾権を有する知的財産権がドキュメントを構成する場 合、ドキュメントについて、甲が使用、生産、譲渡、輸出、複製、貸与、有線送信等の実施、第三者への許諾
- 等をすることにつき、無償で許諾するものとする。 4. 乙は、ドキュメントについて事由のいかんに関わらず著作者人格権を主張しないものとし、乙は、乙の従業員 または乙の委託先に対して、著作者人格権を主張しない旨の同意を取り付けるものとする。
- 5. 乙は、前2項の定めを履行するために、乙の従業員またはその再委託先との間で契約書を締結する等の必要な 措置をとるものとし、甲の要求がある場合には、当該措置を取ったことを甲に対して証明しなければならな
  - 乙は、ドキュメントを履行場所以外に持ち出したり、他に流用したりしてはならないものとする。

#### 第15条 (第三者の権利侵害)

- 乙は、未業務の履行に際し、適用される法規制を遵守し、乙による適用法規の違反に起因する一切の責任を負い、甲がこれにより損害を被った場合には、甲の一切の損害(弁護士費用を含む。)を賠償するものとする。
- 2. 乙はドキュメントあるいは役務提供の手法等が、第三者の著作権、工業所有権その他の権利を侵害していない ことを保証する。万一、第三者との間で、著作権、工業所有権その他の権利の侵害等に関する紛争が生じた場 合には、乙は自己の責任と費用でこれを解決するものとする。ただし、紛争の原因が乙のみならず甲が乙に提出した資料等にもよる場合には、甲乙協議の上その責任および費用の分担を定めるものとする。

面のた食材等にもなる場合には、中乙咖啡の工での賃任おより資用の力担を定めるものとする。 第16条 (コンピュータウイルスに対する措置) 乙は、ドキュメントを構成するソフトウェア、または、甲もしくは甲のクライアントのネットワークと接続する コンピュータに、コンピュータウィルスを含む悪質なコードを持ち込んではならず、また、それらが甲または甲 のクライアントのコンピュータまたはそれらの接続するネットワークに混入しないよう、最大限の注意をし、適 切かつ合理的な措置をとらなければならない。

### 第17条(乙の従業員に対する責任)

- 乙は、乙の従業員に対する雇用者および使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償法、職業安定法、社会保険諸法令その他従業員に対する法律上の責任をすべて負い、責任を持って労務管理するもの
- とする。 2. 乙は、本業務の処理に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀の維持に責任を負い、秩序ある業務処理 に努め、甲の信用を維持し、甲および甲のクライアント等に迷惑をかけないものとする

### 第18条(類似委託の承認)

スは、本学約の期間中に第三者から本業務と同一又は類似する内容の業務を委託された場合、当該業務の実施に あたり、甲に対して報告のうえ、当該第三者が甲の顧客(甲と現に取引関係を有する者及び甲と過去に取引関係 を有した者をいう。以下同じ。)及びその関連企業に該当しないことについて、甲の書面による事前の確認・承諾 を得るものとする

#### 第19条(引き抜きおよび勧誘の禁止)

- 1. 乙は、本契約終了後1年が経過するまでの間、本業務に関わった甲又は甲の関連会社の役員、従業員等と委
- 任、雇用その他これに類する契約を締結し又は締結することを試みてはならない。 2. 甲は、本契約の契約期間中に本業務の履行に関与する乙の役員、従業員等が乙を退職したことにより本業務の 履行に支障が生じた場合、乙になんらの補償をすることなしに、本業務の履行に必要な限りにおいて、これら の者を雇用し、または独立した契約者として業務委託契約その他の契約を締結することができるものとし、乙
- はこれに対し一切異議を申し立てず、何らの請求をしないものとする。 3. 乙は、本契約の契約期間中および本契約期間終了後3年間、直接間接を問わず、本業務に関連または類似する 業務を甲の顧客から受託してはならず、本業務に類似する製品又はサービスを販売し若しくは販売することを 試み、又はこれらを販売する目的で自己若しくは第三者の利益のために顧客を訪問し若しくは顧客を勧誘し、 その他これらに類する行為を行わないものとする。

### 第20条(権利義務の譲渡等の禁止)

乙は、甲の書面による事前の承諾なしに本契約の権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡または承継させてはならないものとする。

#### 第21条 (再委託)

- 1. 乙は、事前に甲の書面による承諾を受けた場合に限り本業務の全部または一部を第三者に再委託することがで きる。ただし、かかる甲の承諾を受け、再委託をした場合においても、乙は本契約に定める乙の甲に対する義 務を免れるものではない。
- 7.は、当該再委託先にさらに別の第三者に本業務の一部または全部を再委託させてはならないものとする。

# 第22条(輸出管理等)

乙は、本契約の履行にあたり、外国為替および外国貿易法等の技術輸出に関する関連法規を遵守するものとす る。なお、乙は、米国輸出管理法等の外国の輸出関連法規が適用される場合には、これらの法規も遵守するもの

### 第23条(秘密保持)

本契約における秘密保持については、甲乙間で締結した秘密保持契約書の規定によるものとする。

# 第24条(個人情報)

- 第一公来 (国人情報) とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により個人を識別できるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより個人を識別することができるものを含む)をいい、「取扱い」とは、個人情報に対し実行されるすべての処理、および処理の集合体を意味し、個人情報の収集、記録、系統化、使用、移転、開示、蓄積、操作、組み合わせおよび削除等を 含むものとする。
- 2. 乙は、本契約に関して乙に開示または提供された個人情報を秘密に保持するものとする。乙は、本業務のため に必要とされる場合にのみ個人情報を取扱い、本業務の過程において個人情報を必要としない者、および個人情報の秘密性を維持することにつき同意しない者に対し、個人情報を開示または提供しないものとする。 3. 乙は、本業務の実施に必要とされる場合のみ、甲の書面による事前の承諾を得た上で、第三者に対し個人情報
- で開示できるものとする。ただし、乙は当該開示先に対し、本条と同等以上の義務を譲すものとし、当該開示 先の負う本条と同等の義務違反につき一切の責任を負うものとし、当該義務違反によって甲が被る一切の損害
- カンダンイルに1分で3400年以上では、 および費用(弁護士費用等の費用を含む。)を賠償するものとする。 4. 乙は、個人情報の取扱いにつき責任を負う管理責任者を定め、遅滞なく甲に通知するものとし、管理責任者の
- 異動等があった場合にも遅滞なくこれを甲に通知するものとする。 5. 乙は、個人情報の第三者への意図せぬ開示、漏洩、滅失および紛失等の事故を防ぐために、必要かつ適切な安 全管理措置 (組織的安全管理措置、人的安全管理措置を実施するものとし、甲から要求がある場合には、それらの安全
- 管理措置について詳細を示した書面を提出するものとする。 6. 乙は、甲が乙または乙の役員、従業員等の個人情報を、甲のクライアント向けのサービス、および甲の業に関
- する甲の潜在顧客との取引のために、国境を越えて使用し、取扱い、および提供することにつき同意する。 7. 乙は、甲のクライアントおよび情報主体たる本人を含む第三者からの乙による第三者の個人情報の取扱いに関 するあらゆる請求、権利主張等(以下「クレーム」という。)に起因して、甲が被ったまたは一切の損害(合理的な弁護士費用を含む合理的な費用、過料、罰金その他刑罰等による損失を含む。)につき、甲に対し賠債
- し、かつ自己の費用と責任をもってクレームに対処するものとする。 8. 甲は、乙の個人情報の取扱い状況につき、乙に対し事前に通知の上、乙の事業所内に立入り、管理状況を監査

# することができるものとする。 第25条 (損害賠償)

乙は、本業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により、甲若しくは第三者に損害を与えた場合、甲に対し てその損害(乙の責に帰すべき事由により甲が第三者より請求を受ける損害賠償を含む。)を賠償するものとす

### 第26条 (解除)

- 1. 甲または乙は、民法第542条に該当する場合のほか、相手方が次の各号の一に該当するときは、何ら催告なくして契約の全部または一部を解除することができる。

  - (1) 業務履行に関して重大な過失または背任行為があったとき (2) 支払停止、差押、仮差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生開始、または特別清算開 始の申立を受けたとき
  - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき (5) 本契約の重要事項に違反したとき
- 2. 甲または乙は、催告後相当期間経過後も相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。
- 3. 甲は、甲のクライアント都合による解除・解約その他甲の責に起因しない事由および甲が支配しえない事由に 3. 中は、中のグライナンド部日による所様、併教しな地帯の資産に図りない等日からが中かく記したない等日により契約を継続できなくなった場合、本契約の全部または一部を解約することができる。 4. 甲は、乙において、第三者との合併、その営業の全部もしくは重要な一部の第三者への譲渡もしくは賃貸借。 または経営陣交代もしくは経営の委任、その他甲乙間において本業務の履行に関し信頼関係が損なわれたと合
- 理的に判断しうる事由が発生した場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。 5. 本条の規定により、本契約が解除又は解約された場合、乙は、本契約のドキュメントを解除又は解約の時点の
- 現状のまま甲に引き渡すものとする。 6. 本契約の解除が甲の責に帰すべき事由に基づく場合および本条第3項に基づき甲が解約する場合、甲は、乙に
- 対し、解除または解約されたときまでに生じた報酬及び費用を支払うものとする。

7. 本契約の期間中、本業務に従事する乙の従業員が当該業務に従事できない事由が生じ、7.日以内に甲が相当と 認める代替の従業員を本業務に従事させることができない場合、甲は、本契約を解約することができる。この 場合、乙は、解約に伴う損失に対する補償を甲に求めないものとする。

#### 第27条(通知)

1. 本契約に関連する全ての通知は、当事者によって署名された書面によって行うものとし、別表に記載された番 号又は住所に宛てたファックス又は郵送もしくは電子署名法に基づいた手段により行うものとする。 2. 前項の記載事項に変更が生じた場合には、直ちに他方当事者に通知するものとする。

# 第28条(反社会的勢力の排除)

- 1. 乙は、以下の各号に掲げる事項を保証する。
  - (1)自らが暴力団、暴力団関係企業、組織的に犯罪を行う団体、暴力主義的破壊活動を行う団体またはこれら に準ずるもの(以下「反社会的勢力」)ではないこと。
  - (2)自らの役職員が本契約の履行にあたり、著しく粗野なまたは乱暴な言動を用いて不当な要求を行わないこ
  - -。 (3)反社会的勢力に対する資金提供その他の行為を行うことを通じて、意図して反社会的勢力の維持または運 営に協力していないこと。
  - (4)その知る優別において、その特別利害関係者(実質的な支配権を有する株主、役員、およびその配偶者、ならびにこれらの者が発行済株式総数の過半数を所有する会社)が前各号に反しないこと。
- 2. 甲は、乙が前項に違反した場合、本契約を直ちに解除することができる。本条に基づく契約解除により乙に損害が発生した場合であっても、甲は当該損害を賠償する責任を負わない。

#### 第29条 (完全合意条項)

本契約は、甲乙間の本業務に関する当事者間の唯一の合意を形成し、書面、口頭を問わず、本契約締結以前の本 業務に関する両当事者間の合意、意思表示、提案、協議内容、コミュニケーションに優先するものとする。

#### 第30条 (契約の変更)

本契約の全部または一部の変更は、両当事者の記名捺印のある書面によって行うものとし、書面による手続きを 経ない本契約の全部または一部の変更は、一切効力を生じないものとする。

#### 第31条 (残存条項)

第8条 (資料等) 第5項、第10条 (ドキュメント) 第3・5・6・8項、第13条 (業務完了) 第3・5・6・8 項、第14条(知的財産権)、第15条(第三者の権利侵害)、第19条(引き抜きおよび勧誘禁止)、第23条(秘密 保持)、第24条(個人情報)、第25条(損害賠償)、第27条(通知)および第32条(準拠法および合意管轄)の 規定は、契約期間終了後においても有効に存続するものとする。

### 第32条(準拠法および合意管轄)

本契約は、日本法を準拠法とし、本契約に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管 轄裁判所とする。

#### 第33条(協議事項)

本契約に定めのない事項が問題となり、または本契約に定められた事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙誠意 をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、本契約成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各々記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2022年10月10日

甲:

東京都港区赤坂2丁目9-11 東京都足立区千住 オリックス赤坂2丁目ビル6階 1-27-17-102 INTLOOP株式会社

代表取締役 林 博文 島山 尚亮

#### (別表 1)

(1)本業務	【インフラ】分析基盤構築 PJ 推進支援
(2)期間	2022年10月11日~ 2022年12月31日まで
(3)ドキュメント	·作業報告書
	・上記委託業務の実施に際し、甲の指示に基づき作成したドキュメン
	ト(ドキュメンテーション、コンピュータ・プログラム、コンピュー
	タ・システム、データを含むがこれらに限定されない)
(4)業務履行場所	甲指定の場所
(5)要員	畠山 尚亮
(6)報酬/支払期	<報酬>
	総報酬額 3,107,500円(税別)
	(内訳)
	・2022 年 10 月分 847,500 円
	・2022 年 11 月分 1,130,000 円
	· 2022 年 12 月分 1,130,000 円
	<支払期>
	当月末締め翌月末日払い
	※支払日が金融機関休業日の場合は、前営業日に支払う。
	A Market to the second Date Control of the Second S
	<作業報告書および請求書>
	請求書(押印必須)は、各作業月翌月第2営業日までに当社指定の方
	法で提出するものとする。
	期限内に対応を完了した場合は翌月15日支払いとする。なお、提出
	期限を過ぎた場合やその他の方法で処理した場合は、翌月末支払いと
	│ する。 │ 作業報告書などの証跡書類についても、原則指定された方法にて上記
	作業報告書などの証酬書類にういても、原則指定された方法にて工記   期限までに提出するものとする。
	知成などに提出するものとする。   但し、プロジェクトにより提出日時や方法などに指定がある場合には
	それに従うものとする。
	・請求額に1円未満の端数がある場合、小数点以下は切り捨てとす
	5.
	<b>&lt;精算条件&gt;</b>
	<ul><li>・月の稼働標準時間を以下の通りとし、過不足分は下記時間単価にて</li></ul>
	精算とする。ただし超過分の精算は、超過業務発生前の甲の実施責任
	者による承認があった場合に限る。 ・稼働時間 :
	2022 年 10 月分 下限時間 105.00h 上限時間 135.00h
	2022 年 10 月分 「下限時間 140.00h 上限時間 180.00h
	2022 年 17 月分 「下限時間 140.00h 上限時間 180.00h
	- ・時間単価 : ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	2022年10月分 未達時 8,070円 超過時 6,270円
	2022 年 11 月分 未達時 8,070 円 超過時 6,270 円
	2022 年 12 月分 未達時 8,070 円 超過時 6,270 円
	- 精算単位 : 15 分
	乙の責めに帰すべき事由その他合理的な理由によって甲のクライアン
1	I

トから甲の報酬の減額を請求されたときは、当該減額分について乙の

	報酬額から減額する。
(7)費用	・自宅から業務履行場所への移動交通費は報酬に含むものとする。
	・その他業務上必要な経費は、プロジェクト責任者の事前承認の上、
	実費精算とする。
(8)通知	(1) 甲に対する場合
	INTLOOP 株式会社
	住所:東京都港区赤坂2丁目9-11 オリックス赤坂2丁目ビル6階
	電話: 03-5544-8040 FAX: 03-5544-8041
	(2) 乙に対する場合
	契約先名: 畠山 尚亮
	住所: 東京都足立区千住 1-27-17-102
	電話: 080-1834-6506
(9)その他	・その他、本契約の定めのない事項については、双方協議の上、決定
	するものとする。

#### (情報セキュリティに関する規定)

甲及び乙は、本契約の成立とともに情報セキュリティに関する規定(以下「本規定」という。)について合意する ものとする。

#### 第1条(目的)

本規定は、情報セキュリティに関して、本契約に対する追加事項について定める。

### 第2条(機密資料及び機密の定義)

本規定において機密資料とは、甲が乙に対し、業務委託のために開示した一切の資料および当該資料記載の知識、情報を利用して作成された目的物をいう。

また本規定において機密とは、機密資料に記載された一切の知識、情報をいう。機密資料および機密には、個人 また本苑にためいて機器とは、機器資料た配載された一切の別域、情報をいう。機器資料おより機能には、個人情報(氏名、生年月日、その他の記述、または個人別に付された番号、記号、その他の符号、画像若しくは音声により当該個人を識別できるもので、当該情報のみで識別できないが、他の情報と容易に照合することで当該個人を識別できるものの一切をいう)を含む。

#### 第3条(機密の管理義務)

- 乙は第2条に定める機密および機密資料を、委託業務遂行のために必要な従業員にのみ開示し、他の従業員ま
- たは第三者に一切開示、漏洩してはならない。 2. 乙は機密および機密資料の取扱いについて取扱責任者を定め、その氏名、職責等を甲の定める様式により甲に 届け出なければならない。取扱責任者は機密保持のために管理基準を定め、その管理の徹底を図る為に、乙の 従業員および、第9条の再委託の制約で定める第三者への機密資料の貸与、回収、甲への返却引渡しの任に当
- たる。乙が取扱責任者を変更した時は、乙は直ちに甲に文書で届け出なければならない。 3. 前二項の目的を達成するため、乙は乙の従業員および、第9条の再委託の制約で定める第三者に対し、本規定 の規定を周知徹底し、その履行に関して一切の責任を負うものとする。 4. 乙は甲からの要求があれば、第3項の措置を講じたことについてその内容を明示し、乙の従業員および第9条
- の再委託の制約で定める第三者との間で、機密保持に関する誓約書を取り交わし、その写しを甲に提出しなけ ればならない。
- 5 乙は甲からの要求があれば、甲が乙に対して闘示した機密資料に対して、受領印を付した書面を甲に提出しな ければならない。
- 6. 乙は甲からの要求があれば、機密資料及び機密の具体的管理状況を定期的に報告しなければならない。

#### 第4条(立入り監査の実施)

甲は乙の事業所に立入り、乙における機密保持の状態を監査することができる。この場合、甲は事前に乙に対し 書面による通知を行うものとする。

# 第5条(機廠の流用の禁止)

ス. は機密および機密資料を委託業務遂行のためにのみ使用するものとし、自己または第三者のために一切使用し

乙は機密および機密資料を委託業務遂行のため以外の目的で一切の複製、複写等を行ってはならない。また、質 入れ、売却、貸与、開示等の一切の処分を行ってはならない。

### 第7条 (機廠の漏洩の禁止)

乙は書面による甲の事前の承諾がない限り、甲から業務の委託を受けた事実、その内容その他本契約及び関連の 契約に関連して知り得た甲の業務上、営業上の機密、および甲の事業所への立ち入り時に知り得た甲の機密を第 三者に開示、漏洩してはならない。

### 第8条 (競合的行為の禁止)

# 第9条 (再委託の制約)

- 1. 乙は委託業務の全部または一部を第三者に委託したり請負わせたりしてはならない。ただし、甲の文書による 事前の承諾がある場合はこの限りではない。
- 2. 乙が前項のただし書により第三者に委託業務を委託または請負わせた場合、乙は当該第三者に乙が甲に対して 負っている義務を書面にて課し、甲が要求した場合は課した事を報告するとともに、甲に対し当該第三者の全 ての行為およびその結果についての責任を負う。
- 3. 乙は甲からの要求があれば、第3条第6項で定める定期報告を、再委託先での管理状況を含めて報告しなけれ ばならない
- 4. 乙は再委託先から以下の各号の同意を得なければいけない。
  - (1)事故発生時には直ちに甲に対しても通知すること (2)事故再発防止策を協議する際には甲も協議に加わること

  - (3)再委託先における機密資料及び機密の具体的管理状況の報告は甲も閲覧すること

### 第10条(機密保持義務の除外事項)

- 乙の機密保持義務は次に該当することを乙が書面によって立証したものについては適用されない。
- (1)甲が開示する以前に乙が知っていた知識、情報。
- (2)乙の責に帰せざる事由により公知となった事実
- (3)甲の開示後、第三者より開示の制限なく乙に対して提供された知識、情報。
- (4)甲より得た機密に接することのない乙の従業員が独自に開発した知識、情報。
- 2. 法令上、司法当局または行政当局により開示を強制される知識、情報については、乙は機密保持義務を免れる

# 第11条(契約不適合である目的物等の機密保持のための処置)

乙は甲に引き渡さなかった契約不適合である目的物、不良となった目的物または目的物の複製品等を復元不能に 破壊するものとし、他に流用したり第三者に譲渡、貸与、開示等してはならない。ただし、甲の文書による指示 がある場合はこれに従う

# 第12条(機密資料の返還義務)

- 乙は個別契約の履行終了後、甲が指定する日、又は指定がない場合は15日以内に、目的物以外の一切の機密 資料を甲に返還しなければならない。ただし、甲が指定したものは破棄することができる。
- 乙は前項ただし書により破棄した場合には、破棄を証明する文書を甲に提出しなければならない。

# 第13条 (損害賠償の義務及び事故時の責任分担)

- 用を支払うものとする。乙は当該事故に関し、乙の責に帰すべき事由により生じた損害について前項に従い賠
- 横するものとする。 乙は、事故の再発防止のため、甲と協議の上決定した防止策を自らの責任と負担で講じなければならない。

### 第14条 (契約の有効期間)

本規定の有効期間は本契約に基づく。